

令和4年8月18日

十日町市学区適正化の進め方について

1 概要

十日町市地域自治組織連絡協議会は、令和4年3月23日の第6回地域自治組織連絡協議会において、第2次十日町市立小・中学校の学区適正化の進め方についての協議結果（以下「協議結果」という。）を取りまとめました。

市教育委員会としては、令和元年度に策定した「第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針」に関する協議結果を受け、今後の学区適正化の進め方について改めて考え方を整理し対応することとします。

2 第2次学区適正化に係る経緯

第2次学区適正化に係る取組等の経緯は、次のとおりです。

(1) 十日町市学区適正化検討委員会への諮問・答申

平成30年7月に、市立小中学校のより良い教育環境の整備と、充実した学校教育の実現に資するため「十日町市学区適正化検討委員会」を設置し、「十日町市立小・中学校における望ましい学区に関する事項」を諮問、平成31年3月に答申を受けました。

(2) 第2次学区適正化方針の策定

令和元年5月に、前項の答申に基づき、市教育委員会として、令和元年度から令和10年度までの学区適正化の方針である「第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針（以下「2次方針」という。）」を策定しました。

(3) 学区適正化方針説明会の実施

令和元年度に、2次方針について地域等へ説明する学区適正化方針説明会を35回にわたって開催し、地域住民や児童生徒の保護者から多様な意見・要望を聴取しました。

(4) 第2次学区適正化方針説明会等の総括

令和2年11月に、第2次学区適正化方針説明会での意見等を踏まえて、学区適正化方針についての考え方や今後の対応について市教育委員会として総括し、2次方針に定める学区再編計画の取扱いを見直しました。

(5) 十日町市第2次学区適正化方針に関するアンケート調査の実施

令和3年度に、市内の未就学児及び市立学校児童生徒の保護者を対象に「十日町市第2次学区適正化方針に関するアンケート調査（以下「アンケート」という。）」を実施し、2次方針における基本方針や居住地区の小・中学校の再編等について保護者の意識・意向を調査しました。

(6) 十日町市地域自治組織連絡協議会での協議

令和2年度の第2次学区適正化方針説明会等の総括以後、地域自治組織としてアンケートの結果等を勘案し2次方針への対応について協議・検討を重ねました。

なお、協議結果については、別紙『第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針』に対する協議結果についての写しのとおりです。

3 今後の学区適正化の進め方について

十日町市教育委員会では、協議結果及びアンケート結果を踏まえて、2次方針に定める小・中学校の学区再編計画（以下「再編計画」という。）について、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 小学校の再編計画について

アンケート結果（問3、小学校の学区再編の基本方針【1学年1学級以上】への賛否）では、小学校の基本方針については、学校区によって差異はあるものの回答者全体の8割以上が賛成でした。

アンケート結果（問6、回答者の居住地区における小学校の学区再編の可否）では、再編対象となっている学区については、全体として学区再編を必要とする回答が大勢を占め、地域自治組織連絡協議会からも次の協議結果が示されました。

＜地域自治組織連絡協議会の協議結果（小学校関係部分）＞

- 2次計画の期間では、単一の地域自治組織内で検討が可能なら、保護者の賛意が多数を占める小学校統合の検討を進めることは可能

このことから、小学校については、基本的に2次方針に基づき再編の検討を進めることとします。

(2) 中学校の再編計画について

アンケート結果（問3、中学校の学区再編の基本方針【1学年2学級以上】への賛否）では、中学校の基本方針については、規模の大きい学校で賛成の割合が高くなる傾向があるものの回答者全体の8割以上が賛成でした。

アンケート結果（問6、回答者の居住地区における中学校の学区再編の可否）では、学区再編を必要とする回答が小学校に比べると全体的に低く、地域自治組織連絡協議会からも次の協議結果が示されました。

＜地域自治組織連絡協議会の協議結果（中学校関係部分）＞

- 将来的には「統合が必要」なことから2次計画の期間内から新たな統合計画の検討を進めるべきである。
- 再検討に当たっては、各校の教育ビジョンを明確にしたうえで、もっと大きなくくりで考えることも必要である。
- 中学校の統合の場合、地域自治組織をまたぐ自主的な協議が難しいことから、意思決定する方法も新たに考えてもらいたい。

このことから、中学校については2次方針に定める再編計画を見直し、改めて十日町市の学校教育のあり方等を踏まえた上で検討することとします。

検討に当たっては、十日町市の学校教育について中長期的な視点で検討する委員会等を保護者や地域が当事者として関わるような枠組みの中で、学識経験者の参加を得た上で設置し、次の点を踏まえて検討を進めるものとします。

- (ア) 教育大綱等の十日町市の教育ビジョンの実現を図ることを基本とする。
- (イ) 十日町市全体の今後の教育活動や学習環境の変化を考慮する。

4 当面のスケジュール（現時点の想定）

時期	教育委員会	地域自治組織
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・7/26 臨時教育委員会 → 今後の進め方の決定 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・8/18 総務文教常任委員会 	8/17 地域自治組織連絡協議会 → 今後の進め方の説明
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・9月議会 	適時 小学校区の再編の進め方について、関係地域自治組織と意見交換・協議 適時 中学校教育のあり方を検討する委員会等への委員選出を地域自治組織連絡協議会に依頼等
10月	適時 今後の進め方に係る具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の再編検討組織の設置（事前協議が整った地域から着手） ・中学校教育のあり方を検討する委員会等の設置 	適時 地域自治組織連絡協議会 → 今後の進め方について情報共有・協議・協働

以上



令和4年3月23日

十日町市教育委員会
教育長 渡辺 正範 様

十日町市地域自治組織連絡協議会
会長 川田 一幸

「第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に
関する方針」に対する協議結果について

令和3年1月7日以来、5回に渡り協議・検討してきた「第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針」について、当連絡協議会の協議結果を下記のとおり報告いたします。

記

- ① 保護者アンケート結果から、将来的に一定規模（小学校は1学年1学級以上、中学校は1学年2学級以上）の統合は必要という教育委員会の方針（総論）には、大多数が賛成していることがうかがえる。
- ② しかし、実際に自校の統合という各論になると、再編対象となっている小学校では「必要」が多数を占める結果に対し、再編対象となっている中学校では「不要」という回答が多い。また、中学校統合の協議を進める場合には地域自治組織をまたぐ困難さがある。
- ③ この2点を考慮すると、2次計画の期間では、単一の地域自治組織内で検討が可能なうえ、保護者の賛意が多数を占める小学校統合の検討を進めることは可能だが、中学校統合は見直す必要がある。
- ④ 中学校統合の見直しについては、将来的には「統合が必要」と考える保護者が8割を超えていることから、2次計画の期間内から新たな統合計画の検討を進めるべきである。
- ⑤ 再検討にあたっては、各校の教育ビジョンを明確にしたうえで、もっと大きなくくりで考えることも必要ではないか。また現状で市教委は、「協議の相手方は、各地域自治組織である。」としているが、中学校の統合の場合、地域自治組織をまたぐ自主的な協議が難しいことから、意思決定する方法も新たに考えてもらいたい。

以上

<参考資料>

令和4年8月18日

十日町市学区適正化の進め方について（要領）

1 学区適正化に係る事務の流れ（想定）

検討の順序、あり方等に係る事務の流れについては、基本的には次のとおりとする。

<検討の順序>

実施段階	実施プロセス	実施プロセスの内容	小学校	中学校
学区再編に向けた方針・計画の策定・周知段階	ステップ1	2次方針の取扱いを改めて検討する段階（再編計画を現状維持とする場合を含む。）		
	ステップ2	中学校教育のあり方について中長期的な視点で検討する段階		
学区再編に向けた地域意向の検討・決定段階	ステップ3	個別の学区再編事案について、関係地域が主体的に対応を検討・意思決定する段階		
学区再編に向けた具体的内容の協議段階	ステップ4	ステップ3で再編することの意思決定が成立した場合、具体的な学区再編に向けた協議検討段階		
学区再編の準備・実施段階	ステップ5	十日町市立学校設置条例の改正段階（ステップ3・4の進捗状況に応じて適時に改正）		
	ステップ6	学区再編に向けた学校現場の準備段階（生徒交流等）		
	ステップ7	学区再編（学校統合）の実施	↓	↓

<検討のあり方>

(1) ステップ1／第2次学区適正化方針の取扱い検討段階

市教育委員会が保護者の意向や地域自治組織の意見を受けて、現行の2次方針に定める学区再編計画を次のとおり確認又は見直すこととするもの

ア 小学校の再編については、基本的に再編計画に基づいて実施する。

イ 中学校の再編については、再編計画を見直すこととし、改めて市の教育ビジョン、教育環境等を踏まえて検討する。

(2) ステップ2／中学校教育のあり方検討会（仮称）の設置

中学校教育のあり方について市の教育ビジョン、教育環境等を踏まえた中長期的な視点で検討するための組織を設置するもの

ア 設置主体

市（及び地域自治組織連絡協議会）

イ 主な協議メンバー

- ① 学識経験者（大学教授等）
- ② 地域自治組織連絡協議会関係者
- ③ 保護者（小・中学生の保護者／未就学児の保護者）
- ④ 学校等関係者（小・中学校教職員、コミュニティ・スクール関係者ほか）
- ⑤ その他（社会教育関係者、市の関係部署※）

※：生涯学習課（コミュニティ・スクール）、企画政策課（地域づくり）、防災安全課（防災）、子育て支援課（保育）等 → 協議のテーマにより参加を検討

ウ 検討事項

- ① 教育大綱等の教育ビジョンの実現を踏まえた学校教育のあり方等
- ② 学校教育に必要な環境整備（教職員体制、施設・設備の整備等）
- ③ 中学校の適正な規模と配置
- ④ 中学校再編に当たっての留意事項（通学バス、地域への配慮等）
- ⑤ 検討を深めるべきテーマと検討手法（各部会の設定等）（該当がある場合）
（例：部活動の地域移行、コミュニティ・スクールのあり方、特別支援教育、GIGAスクール、学力の向上、いじめ・不登校問題、小中一貫教育など）
- ⑥ 会議内容の周知・連絡方法
- ⑦ その他

エ 意見調整先

地域自治組織連絡協議会（市のみの設置主体の場合に必要、地域と調整機能）

(3) ステップ3／各学区再編検討組織の設置

個別の学区再編事案について、当該学区に関係する地域が主体的に当該学区の再編の方向性を検討し意思決定するもの

ア 設置主体

関係地域自治組織（及び市教育委員会）

イ 主な協議メンバー

- ① 関係学区の地域自治組織関係者（関係地区の振興会長ほか）
- ② 関係学区の保護者（児童生徒の保護者、未就学児保護者）
- ③ その他

ウ 検討事項

- ① 当該再編事案に係る再編の方向性（再編の要否等）の確認
- ② 再編に必要な教育環境の整備（施設・設備の整備、スクールバスの運行等）
- ③ 再編に当たっての留意事項（地域への配慮等）と対策
- ④ 会議内容の周知・連絡方法
- ⑤ その他

(4) ステップ4／学区再編協議会の設置

ステップ3で地域自治組織が学区再編の必要性を意思決定した場合、具体的な学区再編（学校統合）の事務について、協議・決定するための組織を設置するもの

ア 設置主体

市教育委員会

イ 主な協議メンバー

- ① 学校関係者（当事校の校長、教頭等）
- ② 地域自治組織関係者（関係学区の地区振興会長等）
- ③ 保護者
- ④ 行政関係者（市教育委員会の担当部課長等）
- ⑤ その他

ウ 協議事項

- ① 再編校の内容等に関する事。 (再編日、教育目標等)
- ② 再編校の校舎改修に関する事。
- ③ その他再編の準備に関する事。(通学バスの運行、採用体操服、閉校式典等)
- ④ その他（会議内容の周知方法等）

<ステップ5以後は付随事項につき記載を省略>